

平成25年9月17日

平成25年(行サ)第166号 保有個人情報部分開示処分取消等請求上告事件

上 告 人 宮 部 龍 彦  
被 上 告 人 国  
処 分 行 政 庁 大 阪 法 務 局 長

上 告 理 由 書

最高裁判所 御中

上 告 人 宮 部 龍 彦

## 第1 事案の概要

平成22年2月15日と平成22年2月20日に上告人が大阪市の同和地区の位置情報をインターネット上のブログに掲載したことについて、平成22年3月2日から大阪法務局長が人権侵犯事件として扱い、ブログ運営会社(FC2)に記事の削除要請を行う等した。

平成23年1月11日に上告人が大阪法務局長に対して行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以降「行政機関個人情報保護法」という)に基づいて、前記人権侵犯事件記録の開示請求を行ったところ、平成23年3月18日付けで大阪法務局長が部分開示を決定し、人権擁護機関が上告人のブログから取得した大阪市の同和地区の位置情報(以降「本件情報」という)等を不開示とした(以降「本件処分」という)。

上告人は平成23年4月11日に本件処分のうち、本件情報等を不開示としたことを不服として法務大臣に審査請求(以降「本件審査請求」という)を行った。平成23年5月12日に情報公開・個人情報保護審査会(以降「審査会」という)に本件審査請求に係る諮問が行われ、審査会は平成23年10月3日に本件情報を開示すべきであるという内容の答申(甲11号証、以降「本件答申」という)をした。しかし、法務大臣は平成23年12月1日に本件答申とは異なり、本件審査請求を棄却した。

原審は大阪法務局長が不開示とした情報のうち、本件情報以外の部分については大

部分の開示を命令したが、その余は不開示は適法であるとしたため、特に本件情報の不開示を適法としたことについて上告人が不服として上告したものである。

## 第2 上告の理由

### 1 憲法の違反（民事訴訟法312条1項関係）

#### (1) 憲法14条第1項の違反

原判決は、行政機関個人情報保護法14条2号に該当するとして、大阪市の同和地区情報を不開示情報とした。これは、本来であれば地名が『個人情報』であるとは考えられないところ、原判決は同和地区名に限って、その住民、出身者の属性に関するとして『個人情報』の範囲を拡大し、同和地区に関連した特殊な身分の存在を認めるものであって、憲法14条第1項に反する。

原判決は「本件地区情報は、その内容が真実であるか否かにかかわらず（仮に真実であればなおのこと）、上記地区に現に居住する者及びその出身者が同和地区の出身者であることを示唆するものに当たり、同和地区の住民や出身者に対するいわれない差別を助長するおそれのある情報ということが出来る」（第1審判決16頁20行ないし24行目、第2審判決10頁14行ないし16行目）「『個人に関する情報』とは、個人に関連する情報全般を意味し、個人の生活、身分関係、住所、本籍、家族関係等も含まれると解されるから、同和地区とされる地域に現に居住する者及び同地域の出身者とされる者等の情報も、『個人情報』として取り扱われることとなるし、本件情報が『個人に関する情報』に含まれることも明らかである」（第2審判決10頁22行ないし26行目）「同和地区に現に居住する者あるいは同和地区の出身者であるという情報は、当該地区の住民又はその出身者の人格権その他の権利利益を著しく害するおそれのある情報であるということが出来る」（第1審17行ないし19行目）と判示した。

そもそも、同和問題において「誰が差別の対象者か」ということは曖昧

なもので、一致した見解というものは存在しない。しかし、原判決は「同和地区の居住していること」「同和地区の出身者であること（言い換えれば同和地区に居住した経歴があること）」のいずれかの条件を満たしていることが差別の対象の要件であると特定した。

さらに、同和地区に住んでいること、住んだ経歴があることは『個人情報』であって、それが身分関係であることを示唆し、しかも「人格権その他の権利利益を著しく害するおそれのある情報」であるとまで断じた。

これは、同和問題における心理的差別の根本原因である「同和地区に住んで、そこで生まれた子供は部落民となり、差別の対象となる」という誤った風評を追認した、非常に危険な判決である。

同和地区に住めばその経歴が身分として一生ついて回り、しかも「権利利益を著しく害する」とまで言うのなら、例えば不動産取引の際の「同和地区に関わるのは避けるべき」という助言に、言わばお墨付きを与えるものでしかない。具体的には、大阪市内で買った土地が同和地区だと分かった場合に、顧客が不動産業者に対して、自分や自分の家族の「権利利益を著しく害する」ような土地を売りつけられたとクレームを入れても、それは倫理的にはともかく、事実としては正しいということになる。そして、「差別をしない」ということは「不利益を受忍すること」と言わなければならない。

しかも、大阪市が同和地区の場所の公表を繰り返したために、事実として大阪市の同和地区の場所は公になっているのに、原判決「別個の問題」として考慮に入れず（第2審判決11頁3行ないし8行目）、原判決による同和地区情報の不開示の決定は全く形式的なものになっている。

大阪市が行政として公然と同和地区を設定したのは、福祉行政を行い、生活環境面から同和問題の解決を行うためである。その一方で司法として、そこに住んでいること、あるいはそこに住んだ経歴を差別と結びつけ、しかも地区名を出すだけで『個人情報』だというような特殊な扱いをす

ることは、かつての穨多村やそこに出自を持つ身分である穨多と同等のものを蒸し返すことである。

(2) 憲法 21 条第 1 項および第 2 項の違反

原判決は、大阪市の同和地区情報を開示しない理由として、それが行政機関個人情報保護法 14 条 7 号に該当するとする。

そのことに関連し原告は、大阪市の同和地区の場所を国民に知らせないようにする大阪法務局長の事務事業は憲法 21 条各項に反するという主張をした（第 1 審判決 23 頁末行ないし 24 頁 3 行目）、それに対して原判決は「表現の自由その他の憲法で保障された基本的人権は、公共の福祉（同法 13 条）の観点から合理的な制限を受けるものであるところ、法務省の人権擁護機関が原告に対してした本件規程に基づく措置は、いずれも公共の福祉の観点から正当性を有することは明らかである（その措置に法的強制力はなく、国民の権利を制限するものではないし、もとより検閲の禁止（同法 21 条 2 項）にも該当しない。）」（第 1 審判決 23 頁 7 行ないし 12 行、第 2 審判決 11 頁 9 行ないし 11 行）と判示した。

しかし、本当に大阪市の同和地区の場所を隠すことが「公共の福祉」に適うのなら、少なくとも事実として大阪市の同和地区の場所が秘密であり、秘密にすることで守られる市民がいなければならない。しかし、前述の通り大阪市自らが同和地区の場所を繰り返し公表してきたので、そのような事実は存在しない。原判決によって守られたのは「大阪法務局長の面子」と「行政の前例踏襲主義」であって、国民は誰も守られていない。

また大阪法務局長の事務事業の最終的な目的は、大阪市の同和地区情報を国民の見えるところから排除し、上告人がしたような「大阪市の外郭団体が自ら同和地区情報を公表してきた」という事実を示した議論を踏みにじることなのだから、国民の表現の自由を制限することである。また、仮に原判決が言うとおり、国民の権利を制限しないものであるなら、大阪法務局長の事務事業を、形式的な秘密を作ってまで殊更保護する理由がな

い。

2 おわりに

以上のとおり、原判決中上告人敗訴部分には、憲法の違反があることから、破棄すべきである。

付 属 書 類

1 上告理由書副本

7通